

【基準指数及び調整指数は、入所申込締切日を基準とする。】

番号	保育にあたる保護者の状況			指数	採点			
	類型	細目			母	父		
①	就 労	外 勤 ・ 自 営	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態		20			
			" 1日7時間以上8時間未満の就労を常態		19			
			" 1日6時間以上7時間未満の就労を常態		18			
			" 1日5時間以上6時間未満の就労を常態		17			
			" 1日4時間以上5時間未満の就労を常態		16			
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態		18			
			" 1日7時間以上8時間未満の就労を常態		17			
			" 1日6時間以上7時間未満の就労を常態		16			
			" 1日5時間以上6時間未満の就労を常態		15			
			" 1日4時間以上5時間未満の就労を常態		14			
		上記に該当しないが、月96時間以上の就労を常態		14				
		上記に該当しないが、月64時間以上月96時間未満の就労を常態		12				
		内 職	1日8時間以上、月収5万円以上の就労を常態		11			
			1日4時間以上、月収3万円以上の就労を常態		9			
②	不 存 在	死亡、離別、行方不明、拘禁		20				
③	母の出産 ・ 疾 病 ・ 障 が い	出 産	出産予定月前42日の属する月初日から産後56日の属する月末日まで		20			
			1ヶ月以上入院している場合(入院予定の場合も含む)		20			
		疾 病	自宅内 療 養	精神性	常時病臥・感染症		20	
					精神障害者保健福祉手帳1～3級		20	
			上記以外の程度		17			
			一般療養	医師が1ヶ月以上安静を要すると診断した場合(常時病臥を除く)		17		
		医師が1ヶ月以上通院加療を要すると診断した場合		13				
		障 が い	身体障害者手帳1・2級(視覚障害の場合1～3級)、埼玉県発行の療育手帳OA～B		20			
			身体障害者手帳3級、埼玉県発行の療育手帳Cを所持する者または同程度と判断できる者		18			
			身体障害者手帳4級以下、または同程度と判断でき、保育にあたることのできないと認められる者		12			
④	病人の 看 護 等	自宅外	週5日以上日中週30時間以上(重度心身障がい者等)の介護を常態		20			
			週5日以上日中週20時間以上の介護を常態		18			
			週4日以上日中週16時間以上の介護を常態		16			
			上記以外の介護を常態(入所した場合、別途就労等が必要)		4			
		自宅内	全介護を必要とする場合(重度身障者、要介護認定3,4,5)		20			
			一部介護を必要とする場合(要介護認定1,2)		17			
			支援を必要とする場合(要支援)		15			
			上記以外で必要とする場合(入所した場合、別途就労等が必要)		4			
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害の復旧に当たる場合		20				
⑥	求 職	内 定	月20日以上、1日8時間以上の就労を常態		12			
			" 1日7時間以上8時間未満の就労を常態		11			
			" 1日6時間以上7時間未満の就労を常態		10			
			" 1日5時間以上6時間未満の就労を常態		9			
			" 1日4時間以上5時間未満の就労を常態		8			
			月16日以上、1日8時間以上の就労を常態		10			
			" 1日7時間以上8時間未満の就労を常態		9			
			" 1日6時間以上7時間未満の就労を常態		8			
			" 1日5時間以上6時間未満の就労を常態		7			
			" 1日4時間以上5時間未満の就労を常態		6			
			上記に該当しないが、月96時間以上の就労を常態		6			
			上記に該当しないが、月64時間以上月96時間未満の就労を常態		5			
			未 定 求職中(就労先未定)		4			
			⑦	就 学 等	就学・技能習得のため、外出を常態		番号1に準ずる	
就学・技能習得が内定している場合		番号6に準ずる						
⑧	虐待・DV等	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合		20				
⑨	そ の 他	①～⑨の類型に最も近いと思われる指数で決定する		番号1～9に準ずる				

- ・ 父母それぞれの指数を合算して世帯の指数を決定し、ひとり親世帯のときは20を加えて指数を決定する。
- ・ 就労時間には、通勤時間は含まない。ただし休憩時間は含む。
- ・ 保育にあたる保護者の状況が2つ以上ある場合は、高い方の指数を決定する。
- ・ 期限内に保育の必要性を証明する書類等の必要書類の提出がない場合は、求職中(就労先未定)の指数を決定する。
- ・ 就労状況については、契約上の勤務日数だけでなく、実績も含めて、指数を決定する。
- ・ 育児短時間勤務等について、終期が明記されている場合は、契約上の勤務時間(育児短時間取得前の勤務時間)で指数を決
- ・ 就労等の形態が上記の項目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる項目に当てはめ、決定する。
- ・ 求職活動(内定・未定)・就学内定の認定期間は、期限内に勤務証明書等が提出された場合、就労や就学の期間とする。